

平成 26 年度第 1 回鶴岡市予防接種対策委員会

日時：平成 26 年 8 月 11 日（月）

午後 6 時 30 分～午後 8 時

場所：にこ・ふる 3 階研修室

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 報 告

(1) 平成 25 年度予防接種実施報告について

- ①乳幼児等の定期予防接種の接種者数・接種率
- ②「子ども予防接種週間」の実施結果
- ③高齢者インフルエンザ予防接種の実施結果
- ④高齢者肺炎球菌予防接種費用助成事業
- ⑤成人の風しん予防接種費用助成事業の実施結果

(2) その他

4. 協 議

(1) 平成 26 年度予防接種法による予防接種実施計画について

- ①日本脳炎予防接種の接種勧奨
- ②3 種混合予防接種の接種勧奨
- ③高齢者インフルエンザ予防接種実施計画
- ④償還払い制度

(2) 水痘・高齢者の肺炎球菌予防接種の定期接種化について

(3) 平成 26 年度成人の風しん予防接種費用助成事業実施計画について

5. そ の 他

- (1) 国の動き
- (2) その他

6. 閉 会

鶴岡市予防接種対策委員会委員及び幹事名簿

(敬称略)

選出区分	氏名	所属	備考
1号委員	佐藤 洋子	学識経験者(鶴岡調停協会監事)	
1号委員	松田 徹	学識経験者(庄内保健所長)	
1号委員	鈴木 千晴	学識経験者(鶴岡地区薬剤師会副会長)	
2号委員	岡田 恒人	鶴岡地区医師会員(岡田医院)	
2号委員	佐久間 正幸	鶴岡地区医師会員(佐久間医院)	
2号委員	鈴木 準	鶴岡地区医師会員(こどもクリニックすずき)	
3号委員	小野 俊孝	専門医師(おのこども診療所)	欠席
3号委員	伊藤 末志	専門医師(鶴岡市立荘内病院副院長)	欠席
幹事	御橋 慶治	鶴岡地区医師会(事務局長)	

事務局

所属	職名	氏名
健康福祉部	部長	今野 和恵
健康課	課長	原田 真弓
	母子保健主査	志田 仁美
	母子保健主査	齋藤 恵美
	母子保健係専門員	石井 美喜
	主事	長瀬 かおり
藤島庁舎市民福祉課	主任	佐藤 直美
羽黒庁舎市民福祉課	専門員	丸山 涼子
櫛引庁舎市民福祉課	主任	長谷川 恵
朝日庁舎市民福祉課	主事	佐藤 明日香
温海庁舎市民福祉課	主事	富樫 梓

1. 報 告

(1) 平成 25 年度予防接種実施報告について

○予防接種法の規定による定期予防接種について、延べ 23,083 人に接種をして、感染症からの社会防衛を図った。

* 保護者の経済的負担の軽減並びに疾病の発症及びその重症化の防止を図るため、平成 22 年度から助成を行っていたヒブ、小児肺炎球菌、子宮頸がんの任意予防接種が定期接種に追加された。

* 日本脳炎予防接種については、標準的接種年齢の 3 歳児の他に、特例対象者である小学 1・2 年生と高校 3 年生に対し積極的接種勧奨を実施した。

* 集団接種で実施していた BCG 予防接種については、平成 25 年度から個別接種に移行した。また、対象年齢が「生後 6 か月に至るまで」から「生後 1 歳に至るまで」に変更された。

* 年度別の接種状況は別表のとおり。(P2)

○高齢者のインフルエンザ予防接種の実施については、接種者数が 27,312 人、接種率は 66.3%となった。高齢者のインフルエンザ予防と合併症予防に大きな成果を上げた。(P6)

○75 歳以上を対象に実施した高齢肺炎球菌予防接種費用助成事業による接種者数は、2,170 人であった。接種状況は別表のとおり。(P7)

○平成 25 年 7 月から、妊婦への風しん感染を防止することで先天性風疹症候群の発生を未然に防ぐため、緊急対策として成人に対する風しん予防接種費用助成事業を開始し、延べ 1,219 人に費用助成を行った。(P8)

○平成 25 年度の定期予防接種において、健康被害の報告はなし。

①乳幼児等の定期予防接種の接種者数・接種率

種別(疾病名)			平成23年度	平成24年度	平成25年度	
3種混合 (百日せき・ジフテリア・破傷風) *H24.10月まで実施	初回	接種者数	3,120人	2,331人	139人	
		接種率	106.6%	77.6%	21.8%	
	追加	接種者数	1,100人	1,130人	1,055人	
		接種率	111.2%	113.2%	105.5%	
4種混合 (百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ) *H24.11月から開始	初回	接種者数	/	882人	2,910人	
		接種率		70.3%	101.1%	
	追加	接種者数		/	77人	
		接種率			72.0%	
2種混合(ジフテリア・破傷風)		接種者数	1,192人	1,175人	1,022人	
		接種率	94.8%	93.1%	83.5%	
ポリオ *H24春季集団接種まで実施	1回目	接種者数	982人	480人	/	
	2回目	接種者数	1,044人	462人		
		接種率	103.6%	76.5%		
不活化ポリオ *H24.9月から開始(追加はH24.10月追加規定)	初回	接種者数	/	2,616人	395人	
		接種率		78.5%	41.7%	
	追加	接種者数		/	596人	
		接種率			59.6%	
MR (麻しん・風しん)	1期	接種者数	977人	1,025人	905人	
		接種率	97.9%	103.3%	101.9%	
	2期	接種者数	1,055人	1,087人	1,019人	
		接種率	97.8%	97.0%	97.0%	
日本脳炎	1期初回	延べ接種者数	6,590人	4,018人	2,848人	
	1期追加	延べ接種者数	1,218人	2,711人	2,036人	
	2期	延べ接種者数	374人	159人	416人	
BCG(結核) *H25.4月から個別接種へ移行		接種者数	957人	914人	701人	
		接種率	99.3%	96.8%	66.3%	
インフルエンザ菌 b型(ヒブ) *H25.4月から定期接種	初回	接種者数	/	/	3,232人	
		接種率			85.2%	
	追加	接種者数			/	1,182人
		接種率				—
小児肺炎球菌 *H25.4月から定期接種	初回	接種者数	/	/	3,258人	
		接種率			85.9%	
	追加	接種者数			/	940人
		接種率				—
ヒトパピローマウイルス (子宮頸がん) *H25.4月から定期接種		接種者数	/	/	352人	
		接種率			—	

【平成25年度対象者数について】

- ・3種混合初回：(H24.4.1生～H24.8.1生)－3回目終了者とH24.7月生以前で3混・ポリオ未接種者(4混対象)
- ・3種混合追加：国の算定式 (1歳の9/12+2歳の3/12)
- ・4種混合初回：国の算定式 $3 \times (0歳の9/12+1歳の3/12)$
- ・4種混合追加：H24.8.1生まれ以降の者でH23.10.1～H25.3.31に3回目終了者
- ・2種混合：12歳
- ・不活化ポリオ：国の算定式 $(0歳の9/12+1歳の6/12) \times 12/15$
- ・不活化ポリオ追加：国の算定式 (1歳の9/12+2歳の3/12)
- ・MR1期：1歳、MR2期：6歳
- ・BCG：平成25年度より個別接種に移行となり、接種対象年齢が1歳未満に変更された(詳細はP4)
- ・ヒブ・肺炎球菌： $3 \times (H25中に2\sim7か月 = H24.9.1生 \sim H26.1.31生)$
- ・子宮頸がん：(中1～高1)－接種済者

※1 国の算定式による。年度をまたがって受けた者や転入者を含んで対象者数を算出するため、接種率が100%を超えてしまうものがある。

※2 日本脳炎予防接種は、標準的接種年齢である3歳の他に、平成25年度新たに小学1・2年生と高校3年生に対する積極的接種勧奨を実施した。

※3 子宮頸がん予防接種は、H25.6月より積極的接種勧奨が差し控えられている。

【BCG予防接種の接種率について】

【平成24年度実績までの算定方法】

対象年齢：6か月未満。生後3か月で集団接種を実施。
年度中に3か月の者（集団接種個別案内者）を対象者としていた。

H24対象者数 944人
H24. 4. 1～H25. 3. 31の間に3か月の者＝H24. 1. 1生～H24. 12. 31生

H24接種者数 914人
H24. 4. 1～H25. 3. 31の間にBCGを接種した者

接種率 $\frac{914}{944} = 96.8\%$

【平成25年度実績の算定方法】

対象年齢：1歳未満（標準的な接種年齢：生後5か月以上8か月未満）
ほぼ標準的な接種年齢以上で接種するものと思われるため5か月以上の者を対象者として算定。

H25対象者数 1,057人
H25. 4. 1～H26. 3. 31の間に1歳未満の者＝H24. 4. 1生～H26. 3. 31生
1,813人のうち5か月以上の者＝1,057人（ $1,813 \times 7/12$ ）

H25接種者数 701人
H25. 4. 1～H26. 3. 31の間にBCGを接種した者

接種率 $\frac{701}{1,057} = 66.3\%$

◎接種率の維持

対象月齢の拡大と、集団接種から個別接種への移行に伴い接種時期が分散したことにより、厚生労働省の地域保健・健康増進事業報告によれば接種率は低下している。

しかし、接種状況を検証したところ、実際には対象年齢内での高い接種率を維持している。

<接種状況及び接種勧奨>

- * 4か月・7か月児健診での接種勧奨と、9か月時点での未接種者への個別勧奨（郵送や電話等）を実施。
- * H25対象月齢のうち、H24. 4. 1～H24. 12. 31生の者はH24集団接種で接種をほぼ終了している。集団で未接種だった66人のうち64人はH25に接種済。
- * 個別切り替え年齢のH25. 1月生からは、7か月児健診対象者リストにより接種状況を確認。

<検証した接種率>

- * 平成25年度中に1歳になる者（H24. 4. 2生～H25. 4. 1月生）のうち、1歳までに接種しなかった者を抽出する。
- * ただし対象者には平成24年度に集団接種で接種済の者が含まれるため、集団接種で接種しなかった者のみを計上し、個別接種対象年齢（H25. 1月生～4月生）と合わせて対象者とする。
- * 以上により平成25年度中に接種しなければならなかった者のうち未接種者を抽出し、平成25年度の個別接種の接種率を算定する。

	集団接種		個別接種			計
	H24 4～12月生	H25 1月生	H25 2月生	H25 3月生	H25 4月生	
未接種者数	2	0	1	0	0	3
対象者数	66	64	60	76	2	268
接種者数	64	64	59	76	2	265 (人)

※平成25年度中に接種を終えなければならなかった（定期の対象年齢を迎えた）個別接種対象者268人中265人が接種を終えている（接種率98.9%）。未接種の3人については、長期療養中（入院中）、家庭の都合、保護者がすべての予防接種を受けさせていないという状況であった。

②「子ども予防接種週間」の実施結果

【趣旨及び目的】

保護者を始めとした地域住民の予防接種に対する関心を高め、予防接種の向上を図る。

※主催：社団法人日本医師会・社団法人日本小児科医会、厚生労働省

※後援：文部科学省・「健やか親子21」推進協議会

【実施日】

平成26年3月1日（土）～3月7日（金）までの7日間

【鶴岡市の取り組み】

- ・市広報に掲載（3月号）
- ・3種混合未接種者へ個別接種勧奨にあわせて案内
- ・麻疹風疹2期未接種者へ個別接種勧奨にあわせて案内
- ・ポリオ予防接種未接種者へ個別接種勧奨にあわせて案内

【実施結果】

（人）

	MR	3種混合	2種混合	4種混合	不活化ポリオ	日本脳炎	ヒブ	小児肺炎球菌	その他	合計
平成23年度	41	59	41			100			217	458
平成24年度	68	26	18	27	19	89			236	483
平成25年度	66	28	15	27	17	89	88	71	72	473

※その他の内訳

（平成23年度）水痘11人・流行性耳下腺炎9人・ヒブ55人

肺炎球菌63人・子宮頸がん76人・ロタ2人・風疹1人

（平成24年度）水痘10人・流行性耳下腺炎8人・ヒブ90人

肺炎球菌73人・子宮頸がん21人・その他34人

（平成25年度）水痘10人・流行性耳下腺炎8人・子宮頸がん20人・その他34人

【実施医療機関】

20医療機関

③高齢者インフルエンザ予防接種の実施結果

○対象者数

(1) 65歳以上の者(昭和24年2月1日以前に生まれた者)	41,103人
(2) 60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能等又はヒト免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令に定められた者(身障手帳1級に該当する者)	81人
合計	41,184人

○接種期間 平成25年11月1日～平成26年1月31日

○実施方法

(1) 委託契約 県医師会と委託契約締結により広域実施。

広域化に参加しない医療機関、介護老人保健施設、県外医療機関については個別契約。

※ 契約数 12か所(県医師会1・他個別契約11)

※ 実施医療機関等数 142か所

(2) 減免措置について

申請のあった生活保護世帯者および非課税世帯者について、自己負担金減免実施。

◇ 減免申請者 1,868人(免除285人、減額1,305人、非該当278人)

※ 接種者 1,565人(免除285人、減額1,280人)

○接種者数 27,312人(接種率66.3%)

○総括

- ◇ 前年の接種率(66.0%)を0.3ポイント上回る(66.3%)であった。
- ◇ ワクチンの安定供給により、接種期間内に接種ができ特に混乱はなかった。
- ◇ 予診票の記入漏れ(問診項目チェック・医師のサイン・本人同意のサイン)が散見された。安全接種の観点から、今後も説明会の場等でさらに徹底するよう働きかける必要があると考えられる。

④高齢者肺炎球菌予防接種費用助成事業

○事業実施経過 肺炎球菌の予防接種に係る費用の一部を助成することにより、高齢者の肺炎による寝たきり防止と医療費削減を図ることを目的に、平成24年9月より、申請のあった75歳以上の方(ただし、申請時に過去5年以内に接種を受けている場合を除く)を対象に助成事業を開始した。

平成26年10月より高齢者肺炎球菌感染症が予防接種法の定期接種B類疾病に追加され、対象とする年齢が異なることから、改正法に基づく接種に円滑に移行できるよう、また、市民の混乱を極力回避することに配慮し、平成26年度の高齢者肺炎球菌予防接種費用助成事業の申請受付は6月30日まで、接種期限は7月31日までとし実施した。実施にあたっては、3月医療機関説明会及び医療機関へのポスター掲示、また、助成票を発行した未接種者への個別通知により期間内の接種について周知を行った。

○対象者 市内に住所を有し、申請する日において満75歳以上の者で過去5年以内に肺炎球菌予防接種を受けていないもの。

○助成額 予防接種に対する助成は、一人につき生涯一回。 4,000円を限度とする。

○実施期間 平成24年度開始(9月1日)。平成26年度は4月1日～7月31日
※平成26年10月1日から定期予防接種に移行。

○接種状況

	平成24年度	平成25年度	H26年度
実施期間	9月～3月 (7か月間)	4月～3月 (12か月間)	4月～7月 (4か月間)
*75歳以上人口	22,784	22,889	22,983
接種者数(人)	1,185	2,170	230(見込)
接種率(%)	5.2	9.5	1.0

*75歳以上人口：市民課調べ 各年度末現在

⑤成人の風しん予防接種費用助成事業の実施結果

平成 24 年夏より都市部を中心に成人の風しんが大流行したことから、妊婦への風しん感染を防止することで先天性風しん症候群の発生を未然に防ぐため、緊急対策として平成 25 年 7 月より、成人に対する風しん予防接種費用助成事業を開始した。

【助成対象者】

鶴岡市に住所を有する昭和 38 年 4 月 2 日～平成 8 年 4 月 1 日生まれ（今年度中に 18～50 歳になる者）の方のうち、

*妊娠を予定している又は希望している女性

*妊婦（抗体価が十分であると確認された方を除く）の夫及び同居家族

【平成 25 年度実績】

抗体検査	794
償還	58
麻しん風しん接種	379
風しん接種	46
接種 計	425
償還	187

(人)

(2) その他

○平成 25 年度広域実施状況について

山形県内の契約している医療機関であればどこでも定期予防接種を受けることができるように、平成 18 年度から広域実施体制が整備されている。

【平成 25 年度実績】

乳幼児の定期予防接種は 50 名（延べ 123 回）

○震災対応について

「原発避難者特例法」による実施は、平成 25 年度は乳幼児の定期予防接種が 11 名（延べ 37 回）、高齢者のインフルエンザ予防接種は 23 名であった。

○長期特例制度について

平成 25 年 1 月付け予防接種法施行令の改正による「長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により、定期予防接種の機会を逸した者」についての対応は、平成 25 年度は該当なし。

2. 協 議

(1) 平成 26 年度予防接種実施計画について

乳幼児、児童、生徒を感染症から守り、社会防衛を図るとともに、今年度も予防接種法に定められている予防接種について、保護者の理解と、鶴岡地区医師会、各医療機関と医師の協力、また、市教育委員会、小学校、中学校、高等学校の協力を得て、接種率向上を図り安全な予防接種を推進する。

○安全な予防接種推進

- * 国からの安全な予防接種推進の通知（平成 14 年 2 月 7 日付）に関して、鶴岡地区医師会長と各医師に、安全な予防接種の推進について通知を行う。
- * 平成 26 年度学校保健業務打ち合わせ会（鶴岡市小中学校養護教諭部会平成 26 年 4 月 4 日開催）で安全な予防接種の推進、接種勧奨など予防接種への協力を依頼。

○乳幼児等の予防接種の実施

- * 3 種混合、4 種混合、2 種混合 2 期、不活化ポリオ、麻しん・風しん、日本脳炎、BCG、ヒブ感染症、小児肺炎球菌感染症、子宮頸がん（HPV）予防接種の実施及び接種率の向上を図る。ただし、子宮頸がん予防接種については、平成 25 年 6 月より積極的接種勧奨が差し控えられている。

○高齢者をインフルエンザの罹患やインフルエンザによる合併症の肺炎、気管支炎から守るため、インフルエンザ予防接種を実施する。(P15)

○平成 25 年 7 月から緊急対策として開始した成人に対する風しん予防接種費用助成事業について、妊婦への風しん感染を防止することで先天性風しん症候群の発生を未然に防ぐため、平成 26 年度も継続して実施する。(P21)

平成26年度 定期予防接種実施医療機関 一覧

No.	医療機関名称	BCG	3種混合	2種混合	4種混合	ポリオ	日本脳炎(1期)	日本脳炎(2期)	麻疹風しん1期	麻疹風しん2期	ヒブ感染症	小児肺炎球菌	子宮頸がん
1	五十嵐ハートクリニック	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
2	石田内科医院	×	×	○	×	×	×	○	×	○	×	×	○
3	石原小児科医院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	今立小児科医院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	岡田医院	×	×	○	×	×	×	○	×	○	×	×	○
6	おぎわら医院	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
7	乙黒医院	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	おのこども診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	川上医院	×	○	○	×	×	×	×	○	○	×	×	×
10	みどりまちクリニック	×	×	○	×	×	○	○	×	×	×	×	○
11	さいとうクリニック	×	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	○
12	齋藤医院(加茂)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
13	たんぼぼクリニック	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	すこやかレディースクリニック	×	×	○	×	×	×	○	×	○	×	×	○
15	さくまクリニック※	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×
16	こどもクリニックすずき	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	高橋クリニック	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	×	○
18	中村内科胃腸科医院	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
19	はらだこども医院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	真島医院	×	×	○	×	×	○	○	○	○	×	×	×
21	三浦産婦人科医院	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
22	わだ内科医院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23	石橋内科胃腸科医院	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	いでは診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×
25	佐藤医院(野荒町)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26	佐藤医院(黒瀬)	×	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	○
27	遠藤医院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28	桂医院	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○
29	佐久間医院(櫛引)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30	土田内科医院	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○
31	丸岡真柄医院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32	小野寺医院	×	×	○	×	×	○	○	○	○	×	×	×
33	温海クリニック	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34	阿部医院	×	×	○	×	×	○	○	○	○	×	×	○
35	佐久間医院(湯温海)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
36	佐藤診療所(鼠ヶ関)	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○
37	佐藤診療所(湯温海)※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
38	いでは診療所分院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×
39	みかわキッズクリニック	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40	産婦人科・小児科三井病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41	鶴岡協立病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
42	鶴岡市立荘内病院(小児科)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43	茅原クリニック	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×	○
44	鶴岡協立病院附属クリニック※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
45	協立大山診療所	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
46	鶴岡市国民健康保険大綱診療所	×	×	○	×	×	○	○	○	○	×	×	○
47	鶴岡市国民健康保険上田沢診療所	×	×	○	×	×	○	○	○	○	×	×	×

15 さくまクリニック…接種可能年齢1歳以上に限る

36 佐藤診療所…ヒブと小児肺炎球菌は同時接種しない

44 鶴岡協立病院附属クリニック…接種日：毎週火曜日 午後(要予約) 小児科のみ

①日本脳炎予防接種の接種勧奨

特例対象者のうち平成 26 年度の積極的接種勧奨対象者である小学 2・3 年生、高校 3 年生の他、定期接種対象者で対象年齢の期限である 7 歳 6 か月を迎える者が出てくる小学 1 年生に対して、6 月に個別案内通知を送付し接種勧奨を実施（平成 26 年 3 月末現在の接種状況により勧奨者を抽出）。

○特例対象者

*平成 17 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日に生まれた者（小学 2・3 年生）に対する 1 期の積極的接種勧奨

未接種	1 期未完了
374 人	566 人

*平成 8 年 4 月 2 日～平成 9 年 4 月 1 日に生まれた者（平成 26 年度に 18 歳となる者）に対する 2 期の積極的接種勧奨

→特例対象者であるため、2 期のみならず全ての未接種者に対し個別勧奨を実施。

1 期完了	1 期未完了
953 人	416 人

○定期対象者

*平成 19 年 4 月 2 日～平成 20 年 4 月 1 日に生まれた者（小学 1 年生）に対する 1 期の個別接種勧奨

未接種	1 期未完了
97 人	183 人

※平成 26 年 6 月末現在の接種状況は（P 13）のとおり。

【 日本脳炎予防接種 】

生年月日	当時 (H17年度)		H26年度		H26.6月末現在実績				H25年度2期積極的接種勧奨
	学年	年齢	学年	年齢	未接種	2回目未接種	追加未接種	2期未接種	
	H7.4.2~H8.4.1	小4	10歳			199	213	297	
H8.4.2~H9.4.1	小3	9歳	高3	18歳	245	264	412	1,344	HPでの周知/H26年度2期積極的接種勧奨
H9.4.2~H10.4.1	小2	8歳	高2	17歳	199	214	344	1,389	HPでの周知
H10.4.2~H11.4.1	小1	7歳	高1	16歳	194	211	339	1,078	HPでの周知・学校を通じてチラシで周知
H11.4.2~H12.4.1	年長	6歳	中3	15歳	133	155	338	976	HPでの周知・学校を通じてチラシで周知
H12.4.2~H13.4.1	年中	5歳	中2	14歳	204	248	471	1,087	HPでの周知・学校を通じてチラシで周知
H13.4.2~H14.4.1	年少	4歳	中1	13歳	175	206	404	1,192	H23年度個別接種勧奨
H14.4.2~H15.4.1	3歳児	3歳	小6	12歳	209	232	525	1,170	H23年度個別接種勧奨
H15.4.2~H16.4.1	2歳児	2歳	小5	11歳	238	260	511	1,117	H24年度個別接種勧奨
H16.4.2~H17.4.1	1歳児	1歳	小4	10歳	192	209	432	1,071	H24年度個別接種勧奨
H17.4.2~H18.4.1	0歳児	0歳	小3	9歳	167	180	426	1,064	H25年度個別接種勧奨/H23就学前に定期の未接種分を勧奨 H26年度積極的接種勧奨
H18.4.2~H19.4.1			小2	8歳	183	197	443	1,121	H25年度個別接種勧奨/H24就学前に定期の未接種分を勧奨 H26年度積極的接種勧奨
H19.4.2~H20.4.1			小1	7歳	78	93	254	1,056	H22年度個別接種勧奨/H26年度個別接種勧奨
H20.4.2~H21.4.1			年長	6歳	132	149	431	1,017	H23年度個別接種勧奨
H21.4.2~H22.4.1			年中	5歳	148	174	680	989	H24年度個別接種勧奨

特例対象者

② 3種混合予防接種の接種勧奨

平成 26 年 3 月、厚生労働省より 3 種混合ワクチンの製造・販売の中止について以下のとおり通知があったことから、今後ワクチンの入手が困難となる可能性があるため、3 種混合予防接種の未完了者に対し 7 月に個別案内通知を送付し接種勧奨を実施した。

「3 種混合ワクチン及び 4 種混合ワクチンの取扱いについて」

(平成 26 年 3 月 12 日付厚生労働省通知の概要)

- * 4 種混合ワクチンの供給量が確保されたため、今後 3 種混合ワクチンの製造・販売が順次中止される。
- * 3 種混合ワクチンの入手が困難となった場合には、供給量が確保されている 4 種混合ワクチンを使用すること。
- * 3 種混合及び不活化ポリオの接種から 4 種混合に途中から変更となる場合に、不活化ポリオワクチンの接種回数が 5 回とならないようスケジュールに配慮すること。

【個別勧奨者】

未完了	未接種	H24. 8 月生まれ以降で未完了
326 人	19 人	16 人

(平成 26 年 5 月末現在の接種状況により抽出)

③高齢者インフルエンザ予防接種実施計画

○目的 予防接種法に基づき、高齢者をインフルエンザの罹患やインフルエンザによる合併症の肺炎、気管支炎等から守るため、インフルエンザ予防接種を実施する。

○対象者 ①65歳以上の者(昭和25年2月1日以前生)40,689人(H26.3.31現在)
②60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能等内部障害者(身体障害者手帳1級に該当する者)約70人(概数)

○接種期間 平成26年11月1日～平成27年1月31日

○実施方法 ①県広域実施体制に参加
②医療機関等担当者に対する説明会実施(9月16日予定)
③県医師会と委託契約締結(11月1日付)
④広域実施不参加の医療機関等と個別委託契約締結。(随時)
⑤予防接種券(はがき)送付(10月下旬)
(65歳以上の対象者と、60歳以上65歳未満の②対象者)
※接種期間中に65歳になるものには、月毎随時送付。

○市委託料 3,000円 自己負担金 1,500円
(申請により、非課税世帯者500円の減額。生活保護者免除。)

○スケジュール

9月16日(火)	医療機関説明会(午後1時30分～ にこ♥ふる3階大会議室)
10月24日(金)	対象者へ個別通知(接種券)を発送
10月27日(月)	減免申請受付開始
11月1日(土)	市広報・市HPで周知(事業開始のお知らせ)
11月1日(土)	接種開始
平成27年1月1日	市広報で周知(感染予防・接種期限について)

④償還払い制度

平成26年度より実施。市民が里帰り等やむを得ない事由のため県外で定期接種を受ける場合、償還払いにより一部または全額を助成する。市HPへの掲載等で周知を図った。平成26年7月末現在、他市町村への依頼3件、内償還払申請1件。

○対象者：乳幼児、学童、生徒(高齢者の肺炎球菌・インフルエンザを除く)

(2) 水痘・高齢者の肺炎球菌予防接種の定期接種化について

平成 26 年 7 月、「予防接種法施行令の一部を改正する政令」並びに「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」の公布により、定期の予防接種の対象疾病として、水痘が A 類疾病に、高齢者の肺炎球菌感染症が B 類疾病に追加され、平成 26 年 10 月 1 日より施行されることとなった。

【スケジュール】

- | | |
|--------------|-------------|
| 9 月 1 日 (月) | 市広報・市HPで周知 |
| 9 月 16 日 (火) | 医療機関説明会 |
| 9 月 24 日 (水) | 対象者へ個別通知を発送 |
| 10 月 1 日 (水) | 接種開始 |

水痘ワクチンの接種対象者・接種方法等について

【対象者】

- 生後12月から生後36月に至るまでの間にある者。

※予防接種を受けることが適当でない者については特記事項なし。

(発熱や急性疾患などワクチン全般に共通するもの以外なし。)

【接種方法】

- 乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用し、合計2回皮下に注射する。3月以上の間隔をおくものとして、接種量は毎回0.5mlとする。

【標準的な接種期間】

- 生後12月から生後15月に至るまでに初回接種を行い、追加接種は初回接種終了後6月から12月に至るまでの間隔を1回行う。

【経過措置】

- 生後36月から生後60月に至るまでの間にある者を対象とし、1回注射する。
ただし、平成26年度限りとする。

【その他】

- 既に水痘に罹患したことがある者は接種対象外とする。
- 任意接種として既に水痘ワクチンの接種を受けたことがある者は、既に接種した回数分の接種を受けたものとみなす(経過措置対象者も含む)。
- 当該疾病はA類疾病として規定される。

【平成26年度 水痘予防接種】

- 県広域実施に参加し、県医師会と変更契約締結。広域不参加の医療機関とは個別契約を締結し実施予定。
- 実施期間：平成26年10月1日～平成27年3月31日

● 接種想定人数

対象者 (H26.7.22現在、生年月日で抽出)	人数	接種率(想定)	想定人数
① H26.10.1～H27.3.31までに生後12月から36月に至るまでの間にある者 【H23.10.2～H26.4.1生】	2,278	80%	1,830
② H26.10.1～H27.3.31までに生後36月から60月に至るまでの間にある者 【H21.10.2～H24.4.1生】 ※ダブり(H23.10.2～H24.4.1生)は定期として接種するものと想定し①へ入れて積算。	2,006	60%	1,210
合計	4,284		3,040

◎ 想定接種率の根拠

定期接種の接種率は90%前後となっているが、任意接種で既に終了している者を見込んで80%を想定。
任意接種の接種率は全国平均約40% (県担当者より) であることから、経過措置対象者については60%を想定。
経過措置対象者(3歳・4歳児)については任意接種により既に1回終了しており対象外となる者が多いと予想される。

◎ 回数

標準的な接種間隔が6～12月のため、今年度は定期対象者もほぼ1回のみ接種と考えられる。

成人用肺炎球菌ワクチンの接種対象者・接種方法等について

【接種対象者】

- ① 65歳の者（経過措置終了後の平成31年度より実施）。
- ② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者（インフルエンザの定期接種対象者と同様。）。

※予防接種を受けることが適当でない者については特記事項なし。

（発熱や急性疾患などワクチン全般に共通するもの以外なし。）

【接種方法】

- 肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）を使用し、1回筋肉内又は皮下に注射する。接種量は0.5mlとする。

【経過措置】

- 平成26年度から平成30年度までの間は、前年度の末日に各64歳、69歳、74歳、79歳、84歳、89歳、94歳、99歳の者（各当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者）を対象とする。
例：平成26年度における65歳への接種については、平成25年度末日に64歳の者（生年月日が昭和24年4月2日～昭和25年4月1日の者）が対象となる。
- 平成26年度は、平成25年度の末日に100歳以上の者（平成26年度101歳以上となる者）を定期接種の対象とする。

【その他】

- 既に肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の接種を受けたことがある者は対象外とする。
- 平成31年度以降の接種対象者については、経過措置対象者の接種状況や、接種記録の保管体制の状況等を踏まえ、改めて検討する。
- 当該疾病はB類疾病として規定する。

【平成26年度 高齢者肺炎球菌感染症予防接種 H26.10～】

● 県広域実施に参加し、県医師会と新たに委託契約締結。広域不参加の医療機関とは個別契約を締結し実施予定。

● 実施期間：平成26年10月1日～平成27年3月31日

● 接種想定人数

①一般	②内部障害	合計
5,140	50	5,190

①平成26年度対象者は、年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上の者

②内部障害者は、高齢者インフルエンザ予防接種者のH25実績と同数の見込み。

● 一般の接種想定人数の根拠

年齢	対象人口	接種済数	自然減	該当見込数	想定接種率	想定人数	説 明
65歳	2,463	-	19	2,444	60%	5,140	* 対象人口は、H26年3月末現在市民課調べによる * 接種済数は、市が75歳以上を対象に実施した高齢者肺炎球菌予防接種費用助成事業(H24年9月～H26年7月)で接種済(6月末現在)の人数 * 自然減は、該当年齢の年間死亡者数(H24年人口動態)335人の半数(6か月)である168人を見込む * 該当見込数は、対象者数から接種済人数と自然減(6か月)の人数を引いたもの * 想定接種率は、高齢者インフルエンザ予防接種接種率(H25年度66.3%)と肺炎球菌予防接種費用助成事業接種率(H25年度9.5%)を勘案し60%と想定 * 想定人数＝【対象者数(9,702人)－★接種済数(632人)－自然減(半年間168人)】× 想定接種率(60%)
70歳	1,636	-	22	1,614			
75歳	1,548	4	29	1,515			
80歳	1,661	276	53	1,332			
85歳	1,321	197	71	1,053			
90歳	717	107	85	525			
95歳	245	36	27	182			
100歳	40	7	10	23			
101歳以上	71	5	19	47			
合計	9,702	632	335 ×1/2=168	8,735 8,567			

(3) 成人の風しん予防接種費用助成事業実施計画について

「風しんに関する特定感染症予防指針」(平成26年3月28日厚生労働省告示)によると、平成32年度までに風しんの排除を達成することを目標としており、早期に先天性風しん症候群の発生をなくすため、職場等における感染及び予防対策や特に妊娠を希望する女性に焦点をあてた予防対策が重要とされていることから、本指針に基づき、平成26年度も継続した取り組みを実施する。

○目的

特に妊婦への風しん感染を防止することで子どもの先天性風しん症候群の発生を未然に防ぐため、成人に対する風しんワクチン接種に関する費用を助成する。

○助成対象者

鶴岡市に住所を有する昭和39年4月2日～平成8年4月1日生まれ(今年度中に19～50歳になる者)の方のうち、

- ①妊娠を予定している又は希望している女性
- ②妊婦(抗体価が十分であると確認された方を除く)の夫及び同居家族

○対象外

- ①妊娠中又は、妊娠している可能性の高い女性
- ②風しんにかかったことがある方(確実な方のみ)
- ③風しん予防接種(または混合ワクチンでの接種)を2回以上受けている方
- ④過去に風しん抗体検査を受けたことがある方

○助成内容

- ①助成対象者はまず風しんウイルス抗体検査を実施する。検査費用は全額助成。
- ②抗体価が不十分と判定された方はワクチン接種を実施する。接種費用は全額助成。

※抗体検査・ワクチン接種とも同じ医療機関で実施する。一人1回の助成。

【抗体検査費用の助成額】 ・ 5,000円

【ワクチン接種費用の助成額】・ 麻しん風しん混合ワクチン(MR) 10,000円
・ 風しん単独ワクチン 6,270円

※助成期間内に鶴岡市以外で抗体検査及びワクチン接種を受けた場合、市助成額を上限に費用を還付する。

○助成期間

平成26年4月1日～平成27年3月31日接種分まで

○健康被害の救済

①独立法人医薬品医療機器総合機構法による救済

②市が加入する全国市長会共済保険による救済

○周知方法

①市HPへの掲載

②市民課窓口での婚姻届出者に対し助成事業に関するチラシを配布

③医療機関へポスターを配布

④新聞等での報道

※平成 26 年度協力医療機関は 51 医療機関

【平成 26 年度実績 (H26. 6 月末現在)】

	4 月	5 月	6 月	計
抗体検査	15	14	36	65
償還	0	0	0	0
麻しん風しん接種	3	11	11	25
風しん接種	5	3	6	14
接種 計	8	14	17	39
償還	0	0	0	0

平成 26 年 7 月 15 日

一般社団法人鶴岡地区医師会
会長 三原 一郎 様

鶴岡市健康福祉部
健康課長 原田 真弓

成人に対する風しん予防接種費用助成事業に係る
「予防接種が推奨される風しん抗体価」について

盛夏の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市の予防接種事業につきましては格別のご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、本市では、成人に対する予防接種費用助成事業を昨度より開始し、今年度も51医療機関よりご協力をいただき実施しております。

今般、厚生労働省ホームページに「風しんについて；3. 自治体、医療機関向けの情報（関係通知等）平成26年4月25日」が示されたところであります。

つきましては、「予防接種が推奨される風しん抗体価について（資料1：H.I法、資料2：E.I.A法）」をご参照くださいますようお願い申し上げます。

特に、「H.I法の8倍・16倍の場合」や「E.I.A法の判定が陽性であっても抗体価が8.0未満等の場合」には確実な予防の為ワクチン接種を推奨されていることについてご留意いただきたいと存じます。

今後とも、適切なワクチン接種のために、ご指導ご協力をお願い申し上げますとともに、会員の皆様にご周知賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

【担当】

鶴岡市健康福祉部健康課母子保健係
予防接種担当 長瀬・石井

TEL 0235-25-2111（内線373）

予防接種が推奨される風しん抗体価について(HI法)

抗体価	左記以外の方
HI法*	妊娠を希望する女性など ^{***} 、 より確実に予防を行う必要がある方

8倍未満 免疫を保有していないため、風しん含有ワクチンの接種を推奨します。

過去の感染や予防接種により風しんの免疫はありますが、風しんの感染予防には不十分です。そのため、感染によりお腹の赤ちゃんなどへ影響が生じる可能性があります。確実な予防のため、風しん含有ワクチンの接種を推奨します。

8倍・16倍

過去の感染や予防接種により風しんの免疫があり、風しんの発症や重症化を予防できると考えられます。確実な予防のため、風しん含有ワクチンの接種を希望される方は、かかりつけ医等と接種についてよく御相談されたい。

32倍以上

風しんの感染予防に十分な免疫を保有していると考えられます。風しん含有ワクチンの接種は、基本的に必要ありません。

* HI法: Hemagglutination Inhibition test (赤血球凝集抑制法)

** 「十分な免疫を保有していない妊婦」の同居者など

- 1回の予防接種で約95%の方が免疫を獲得します。また、2回の予防接種を受けることにより、免疫を獲得することがより確実(約99%)となります。
- 予防接種のワクチンは、麻しん対策も考慮して「麻しん風しん混合ワクチン」を推奨します。
- 本資料は「風しんに関する小委員会」での議論を踏まえて作成した目安(考え方)であり、個々の予防接種の必要性については接種希望者が直接医師と御相談されたい。

予防接種が推奨される風しん抗体価について(EIA法)

抗体価 EIA法*	左記以外の方 妊娠を希望する女性など***、 より確実に予防を行う必要がある方
---------------------	--

陰性又は判定保留**

免疫を保有していないため、風しん含有ワクチンの接種を推奨します。

<p>陽性** (EIA価8.0未満、又は 国際単位①30IU/mL未満、国際 単位②45IU/mL未満)</p>	<p>過去の感染や予防接種により風しんの 免疫はありますが、風しんの感染予防に は不十分です。そのため、感染によりお 腹の赤ちゃんなどへ影響が生じる可能性 があります。 確実な予防のため、風しん含有ワクチ ンの接種を推奨します。</p>	<p>過去の感染や予防接種により風しんの 免疫があり、風しんの発症や重症化を予 防できると考えられます。 確実な予防のため、風しん含有ワクチン の接種を希望される方は、かかりつけ医 等と接種についてよく御相談されたい。</p>
---	--	---

陽性**

(EIA価8.0以上、又は
国際単位①30IU/mL以上、国際単位②
45IU/mL以上)

風しんの感染予防に十分な免疫を保有していると考えられます。
風しん含有ワクチンの接種は、基本的に必要ありません。

* EIA法: Enzyme Immunoassay (酵素抗体法)

** EIA価はデンカ生研社製、国際単位①(IU/mL)はシーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社、極東製薬工業株式会社、国
際単位②(IU/mL)はシスメックス・ピオメリユエ株式会社、ベックマン・コールター株式会社製の風しんIgG測定キットを使用した場合の判
定基準である。

***「十分な免疫を保有していない妊婦」の同居者など

- 1回の予防接種で約95%の方が免疫を獲得します。また、2回の予防接種を受けることにより、免疫を獲得することが
より確実(約99%)となります。
- 予防接種のワクチンは、麻しん対策も考慮して「麻しん風しん混合ワクチン」を推奨します。
- 本資料は「風しんに関する小委員会」での議論を踏まえて作成した目安(考え方)であり、個々の予防接種の必要性に
ついては接種希望者が直接医師と御相談されたい。

3. その他

(1) 国の動き

- ①予防接種を受けない人を減らそうと、全国民の接種記録を登録するシステムを作り 2017 年度から運用する見込み。国民が過去の記録を閲覧し、接種漏れがないか確認できるほか、国や自治体が、接種の少ない世代や地域を把握し、接種を呼びかける際にも利用できる。
- ②厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会において、ヒト・パピローマウイルス（HPV）ワクチンの接種勧奨再開について議論が続けられているが、7月4日に行われた部会でも新たな判断は示されず、接種後の痛みの原因に対する国民の理解を深めるために方策を検討中として勧奨中止の措置が継続されることとなった。
- ③現在小児への定期接種ワクチンとして使用されているファイザーの13価結合型肺炎球菌ワクチン（PCV13、プレベナー13）について、6月20日付で65歳以上の高齢者への適応が承認された。7月16日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会では、免疫原生や許容可能な安全性は確認できているものの、予防効果に関する評価は確立していないことを踏まえ、定期接種化については継続審議となった。また、7月4日付で薬事承認された不活化ポリオを含む北里第一三共ワクチンの4種混合ワクチンについては、定期接種に使用可能なワクチンとすることが決定された。

(2) その他

①長期にわたる疾患のため定期予防接種を受けられない事例

*当該者 平成22年10月13日生まれ、3歳8か月

*疾病名 腎不全

- ・生後半年から現在まで、毎日9時間の腹膜透析を実施している。
- ・透析期間が2~3年程度と制限があり、来春頃に腎移植の手術を予定している。

*予防接種の実施について

- ・腎移植の手術後は免疫機能を抑制する内服治療を一生受けることとなり、生ワクチンは接種できなくなるため、移植前のワクチン接種が必要である。
- ・MR1期は1歳10か月で接種済。MR2期の対象年齢（年長）に達していないが、手術前の接種を希望している（主治医に勧められている）。

⇒ 予防接種法では、長期療養を必要とする疾病にかかったこと等の特別な事情により定期の予防接種の機会を逸した者について、当該機会を確保するこ

とが定められているが、その対象期間は、疾病が治癒するなど特別な事情がなくなった日から起算して2年以内とされており、事前の接種に対する特例措置は認められていない。定期接種対象年齢でないため、実施する場合は任意接種（自己負担）となる。

県担当者にも確認し、現在の制度上は救済方法がない旨保護者へ伝え理解をいただいているが、手術実施予定の東京都立小児総合医療センターでは他にも同事例があると思われ、制度としてどうなのか疑問を投げかけられていることから、当事例について県を通して国へ挙げてもらった。

改正

平成19年3月23日条例第20号

平成25年9月19日条例第37号

鶴岡市予防接種対策委員会条例

(設置)

第1条 予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条及び第6条の規定に基づき、本市が実施する予防接種(以下「予防接種」という。)の適正かつ円滑な運営に資するため、鶴岡市予防接種対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 予防接種の実施に関する事項
- (2) 予防接種による健康被害に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般社団法人鶴岡地区医師会会員
- (3) 専門医師

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事)

第7条 委員会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、一般社団法人鶴岡地区医師会の職員のうちから、市長が委嘱する。
- 3 幹事は、委員会の所掌事項について委員を補佐する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後、最初に第3条第2項の規定により委嘱し、又は任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱し、又は任命された日から平成19年3月31日までとする。

附 則 (平成19年3月23日条例第20号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月19日条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の鶴岡市表彰条例第8条第1項の規定、第2条の規定による改正後の鶴岡市個人情報保護条例第38条第2項の規定、第3条の規定による改正後の鶴岡市生活安全条例第5条第5項の規定、第4条の規定による改正後の鶴岡市交通災害共済条例第12条第2項の規定、第5条の規定による改正後の鶴岡市住居表示審議会条例第3条第2項の規定、第6条の規定による改正後の鶴岡市予防接種対策委員会条例第3条第2項及び第7条第2項の規定、第7条の規定による改正後の鶴岡市環境審議会条例第3条第2項の規定、第8条の規定による改正後の鶴

岡市廃棄物減量等推進審議会条例第3条第2項の規定、第9条の規定による改正後の鶴岡市農村地域工業等導入審議会条例第3条第2項の規定、第10条の規定による改正後の鶴岡市下水道使用料等審議会条例第3条第2項の規定、第11条の規定による改正後の鶴岡市水道事業経営審議会条例第3条第2項の規定並びに第12条の規定による改正後の鶴岡市景観計画に係る行為の制限等に関する条例第13条第4項の規定は、この条例の施行の日以後にこれらの規定により行う委員又は幹事の委嘱について適用する。